

令和8年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

健康保険法等の規程に基づき、入院時の食事代の負担額が、下記のとおり変わります。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分	令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
一般	510円	550円
小児慢性特定疾病児童等 指定難病	300円	330円
低所得者Ⅱ	240円	270円
低所得者Ⅰ	110円	130円

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。

福井赤十字病院 院長